

リスク管理基本規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体（以下「当財団」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスク発生の防止および当財団の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当財団のすべての役員および従業者（以下「役職員」という。）に適用されるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「リスク」とは、当財団の業務遂行または体制維持に直接または間接的に影響を与える可能性のある不確実な要素をいい、具体的には人的被害、物的被害、機会損失、風評被害などが発生し、当財団に経済的損失をもたらす可能性のある一切の潜在的要因や危険を指す。

(基本的責務)

第4条 役職員は、業務の遂行にあたって、法令、定款および当財団の定める規程などリスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

第2章 リスクマネジメント体制

(リスクマネジメントの最高責任者)

第5条 リスクマネジメントの最高責任者は、理事長とする。

(担当役員、部・室の長の責任)

第6条 担当役員、部・室の長は、担当事業及び業務に関わるリスクマネジメントを適切に行い、リスク発生の回避に努めるものとする。

2 担当役員、部室の長は、リスク発生が差し迫っていると認知した場合、職制を通じて速やかにリスクマネジメント委員会に報告するとともに、リスク発生の回避、損失の極小化のための措置を講じるものとする。

(リスクマネジメント委員会)

第7条 リスクマネジメントの指導を適切に行うために、リスクマネジメント委員会を設置する。

2 リスクマネジメント委員会の事務局運営は、総務部が実施するものとする。

(リスクマネジメント委員会の構成)

第8条 リスクマネジメント委員会は、理事長を委員長とし、コンプライアンス担当理事、事務総長、事務局長、管理担当部門の事務局次長及び各部長、事業担当部門の事務局次長及び各部長、内部監査室長による内部統制委員によって構成される。

(リスクマネジメント委員会の役割)

第9条 リスクマネジメント委員会は、平常時、以下の役割を担う。

- (1) 当財団のリスクマネジメントに係る方針、施策、年度計画の策定
- (2) 当財団の事業、その他業務に係る個別リスクの管理状況の把握
- (3) 個別リスク管理所管部署に対するリスク回避措置の指導監督
- (4) 当財団の主要かつ重要な事業、その他重要業務に係る事業継続計画の策定に関する指導監督
- (5) その他のリスクマネジメントに関する指導監督

(リスクマネジメント委員会の開催)

第10条 リスクマネジメント委員会の定例会は、毎年2回開催し、リスクマネジメントの実施状況を把握するとともに、必要な措置について審議する。

2 重要案件が発生した場合は、都度、リスクマネジメント委員会による審議を行い、対策を講じる。

(個別リスク管理所管部署)

第11条 部・室以上の全ての部門は個別リスク管理所管部署となり、リスクマネジメント業務を行う。

- 2 個別リスク管理所管部署は、リスクマネジメント委員会の指導の下、リスク対策を周到に行うと共に、リスク発生時においては事態に主体的に対応するものとする。

第3章 平常時の活動

(リスクの洗い出し・評価)

第12条 個別リスク管理所管部署の長は、リスクマネジメント委員会の指導の下、定期的にリスクを洗い出し、リスクの種類、想定されるシナリオ、発生頻度及び損害の程度を評価し、総務部に報告する。

- 2 リスクマネジメント委員会は、総務部から提出されたリスクの洗い出し・評価の報告を分析し、当財団としての優先順位及び対応方針を定める。
- 3 リスクマネジメント委員会は、優先順位が高いと評価されるリスクについては、理事長へ報告する。

(リスク発生の予防と対応準備)

第13条 個別リスク管理所管部署は、リスクマネジメント委員会の指導の下、所管するリスクが顕在化した場合の被害想定及び事業への影響度を分析し、対応要領を作成するものとする。

- 2 個別リスク管理所管部署は、リスクに関わる情報収集を適切に行い、リスク発生の兆候を洞察するものとする。

(関係者との連携)

第14条 個別リスク管理所管部署は、資金分配団体及び助成先、並びに主要取引先などに対し、リスク管理に関わる体制整備の推進について協力を求めるとともに、当財団のリスクマネジメント活動と連携が図られるように調整するものとする。

(教育訓練)

第15条 個別リスク管理所管部署の長は、計画的に教育・訓練・研修等を行うものとする。

(リスク監査等)

第16条 個別リスク管理所管部署の長は、リスクへの対応に関し、常時、自己点検を行うものとする。

- 2 リスクマネジメント委員会は、必要に応じ、全法的又は特定部門の監査を実施する。
- 3 個別リスク管理所管部署の長は、自己点検、自己評価及びリスク監査で明らかになった問題点等について、速やかに是正・改善の処置を講じるものとする。

(重要リスク等の開示)

第17条 当財団の重要リスク及び取組状況を、行政庁及びその他の資金提供者、債権者等の利害関係者に必要な情報を提供するため、事業報告書、その他情報開示資料を通じて適切に開示する。

第4章 緊急時の対応

(リスク発生時の対応の原則)

第18条 役職員は、リスクが顕在化した場合には、これに伴い生じる当財団の損失または不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行う。

- 2 役職員は、リスクが顕在化した後速やかに、決裁者に必要な報告を行う。
- 3 役職員は、顕在化したリスクへの対応が完了した場合には、処理の経過および結果について記録を作成し、リスクマネジメント委員会に報告しなければならない。

(危機・非常事態時の対応)

第19条 危機・非常事態が発生した場合には、危機・非常事態管理規程に従い、迅速的確な初期対応により、事態の拡大防止と早期の収束に努める。

- 2 危機・非常事態が発生した場合の対策委員会の設置・運営については、危機・非常事態管理規程に従い、リスクマネジメント委員会は必要に応じて対策委員会に協力する。

(広報対応)

第20条 ステークホルダー（行政庁、その他の資金提供者、債権者等の利害関係者及び国民）からの信頼を確保するために、当財団内外での情報公開を適時適切に行う。

- 2 緊急時のマスコミ対応は、総務部が窓口となり一元的に対応するものとする。

(復旧活動)

第21条 復旧活動にあたっては、関係者等との連携を図りながら復旧の優先順位を定め、人員、資機材を効果的に投入し早期の復旧に努めるものとする。

第5章 事後対応

(再発防止)

第22条 リスクマネジメント委員会事務局及び個別リスク管理所管部は、事態の収束後速やかに、緊急対応の問題点、事態発生の原因分析、再発防止策等を取りまとめ、リスクマネジメント委員会を經由して理事長に報告するものとする。

(リスクマネジメント体制の改善)

第23条 リスクマネジメント委員会は、必要に応じてリスクマネジメント体制改善の指示を行うものとする。

附 則

(規程の改廃)

第1条 この規程の改廃は、「規程等管理規程」による。

(実施時期)

第2条 この規程は、内閣総理大臣の指定活用団体の指定の日から施行する。